

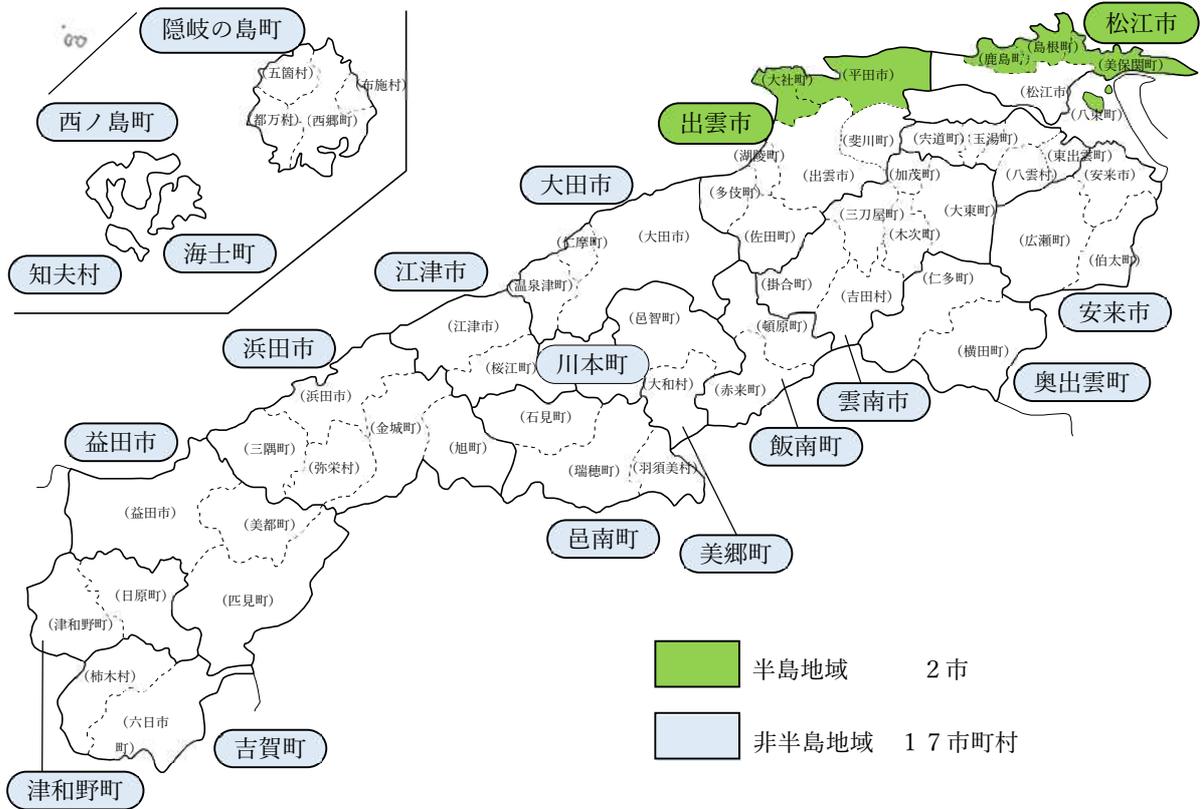
(素案)

島根地域半島振興計画

(令和7年度～令和16年度)

島根県

半島振興対策実施地域（島根半島地域）



第1 振興の基本的方針 1

1 地域の概況	1
2 現状及び課題	3
(1) 交通	3
(2) 産業	3
ア. 農林水産業	3
イ. 商工業	5
(3) 生活環境	6
(4) 防災・減災	7
3 振興の基本的方向	8
(1) 基本的方向	8
(2) 重点施策	8
ア. 交通ネットワークの整備	8
イ. 半島固有の資源を活かした産業の振興と地域間交流の促進	9
ウ. 定住の促進と生活環境の整備	9
エ. 半島防災の推進	10

第2 振興計画 11

1 交通・通信の確保	11
(1) 半島道路網の整備	11
ア. 国道の整備	11
イ. 県道等の整備	11
(2) 港湾の整備	12
ア. 重要港湾	12
イ. 地方港湾	12
(3) 地域交通の確保	12
(4) デジタル化の推進	12
2 産業の振興	13
(1) 農林水産業の振興	13
ア. 農業の振興	13
イ. 林業の振興	14
ウ. 水産業の振興	15
(2) 商工業の振興	15
ア. 地域資源を活かした産業の振興	16
イ. 地域資源を活かした魅力ある観光地域づくり	17
ウ. 企業立地の推進	17
3 生活環境の整備	18
(1) 生活機能・サービスの維持・確保	18
ア. 持続可能なコミュニティづくり	18
イ. 日常生活に必要な機能・サービスの提供	19
ウ. 地域を支える人材の育成	19

(2) 多面的機能の維持・保全・発揮	19
ア. 持続可能な農山漁村の確立	19
イ. 鳥獣被害対策の推進	19
(3) 下水道等の整備	20
(4) 広域的な水道整備の推進	20
4 医療の確保	20
5 高齢者の福祉その他の福祉の増進	21
(1) 高齢者福祉の増進	21
ア. 介護予防の推進	21
イ. 地域包括ケアシステムの推進	21
(2) 障がい福祉の増進	21
(3) 児童福祉等の増進	21
6 教育・文化の振興	22
(1) 教育の振興	22
(2) 地域文化等の振興	22
7 新しい人の流れづくり	23
(1) Uターン・Iターンの促進	23
(2) 関係人口の拡大	24
8 半島防災の推進	24
(1) 半島地域の保全	25
(2) 実動組織受け入れ等のための環境整備	26
(3) 地域防災力の強化	26
(4) 感染症発生時の生活に必要な物資の確保等	26
9 再生可能エネルギーの活用推進	26
10 自然環境の保全及び再生	27

第1 振興の基本的方針

1 地域の概況

島根地域は、県の北東部に位置し、松江市の一部（旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町、旧八束町の区域）、出雲市の一部（旧平田市、旧大社町の区域）で構成され、東西約 66 km、南北約 6 km で細長く三方を美保湾、大社湾、日本海にとり囲まれ、南側は中海、宍道湖に接し、その面積は 339.67 km² で県土の約 5.1% を占めている。

地域を東西方向に脊稜となる標高 500m 前後の北山山地が連なり、その北側は山地が海に落ち込み平地に恵まれていない。その沿岸及び沖合の海域は変化に富んだ海底地形を有し、天然礁が点在して好漁場となっている。特に、その東西両端は自然景観に優れ、昭和 38 年に大山隠岐国立公園に指定されている。

一方、南側は、斐伊川、神戸川の沖積作用による平野が形成され、農業地帯となっている。

また、島根半島のほか宍道湖・中海周辺地域も含めた「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」は、平成 29 年に日本ジオパークに認定されている。

気候は、日本海型の特性を示し、冬季は曇天日、降水量が多く、北西の季節風が厳しく、漁港や港湾の利用に制約を受けている。しかし、平均気温は対馬暖流の影響を受けて、夏は 24℃、冬 5℃、年平均 14℃前後と比較的温暖である。

年間の降水量は 1,700 mm 前後であるが、北山山地に発する河川がいずれも小河川で、水資源に乏しく、干ばつや地すべり等の被害も多い。

歴史的には、国引き、国譲りに代表される出雲神話の主要な舞台であり、その神々を祭る古社が現存しているとともに各種神事が継承されている。

また、江戸時代、日本海航路の開設に伴って、美保関、宇竜、杵築などがその要港として賑わい、明治から大正にかけては、機船底曳網漁業の発祥地となるなど豊かな経済力を背景に、地方色豊かな文化を育んできた。その後、周辺地域において、鉄道の開設や自動車交通網の進展に伴い、日本海航路は衰退し、本地域は交通の幹線軸から取り残されていき、その活力は次第に低下した。

地域の人口は、昭和 30 年代をピークに減少を続け、令和 2 年においては 55,035 人となっている。特に、半島の沿岸部を中心として、局部的には著しい過疎化現象も引き続き生じている。

	人口（人）	
	昭和35年	令和2年
松江市	31,781	17,494
旧鹿島町	10,065	6,056
旧島根町	6,108	3,079
旧美保関町	10,212	4,566
旧八束町	5,396	3,793
出雲市	57,103	37,541
旧平田市	36,922	23,625
旧大社町	20,181	13,916
計	88,884	55,035

国勢調査による

註（平成17年3月31日に松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町が合併して松江市に、3月22日に出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町が合併して出雲市となっている）

2 現状及び課題

(1) 交通

本地域の道路網については、一般国道 2 路線、主要地方道 6 路線、一般県道 15 路線により構成されており、このうち一般国道 431 号は第 1 種緊急輸送道路に指定されている。

松江市美保関町から出雲市大社町までの半島地域を東西に連絡する幹線道路は一般国道 431 号のみであり、都市部の交通渋滞や災害時の代替路線がない等の課題がある。

また、主要地方道や一般県道については通行不能区間が 3 区間 (L=12.2 km)、異常気象時の通行規制区間が 2 区間 (L=12.1 km) あるほか、落石等の対策を要する箇所が多数存在している。

港湾については、重要港湾 1 港 (境港江島地区、松江市美保関町内地区)、地方港湾 21 港、56 条港湾 2 港があり、海上物流や隠岐航路の拠点、漁船の基地として地元はもとより本県東部における経済、生活を支えている。

県が管理している地方港湾 2 港のうち、河下港は特定地域振興重要港湾に指定され、県東部の重要な物流拠点となっているほか、県の地域防災計画上の防災拠点港湾として位置付けられているが、海上貨物輸送の効率化を図るための船舶の大型化への対応や大規模災害に備えた防災機能の強化が課題となっている。また、七類港は隠岐航路の拠点となっているが、岸壁の耐震化が未整備となっている。

本地域には出雲縁結び空港、米子鬼太郎空港が近接しており、出雲縁結び空港では国内 7 路線 (東京、大阪、福岡、隠岐、名古屋 (小牧)、名古屋 (中部)、静岡) 32 便/日 (季節運航の札幌便除く)、米子鬼太郎空港では国内 1 路線 (東京) 12 便/日、国際 2 路線 (ソウル/10 便、台北/4 便) がそれぞれ運航されている (令和 7 年 7 月現在)。

地域の公共交通機関として、松江市中心部や出雲市中心部と本地域を結ぶバスと鉄道があり、住民や観光客等にとって欠かせない交通手段となっている。

また、本地域の産業や生活向上に不可欠なバス路線、鉄道を維持していくため、自治体をはじめとして、交通事業者、住民など様々な主体が相互に協力し、バス運転手などの交通の担い手や利用客の確保など運行維持に取り組む必要がある。

(2) 産業

ア. 農林水産業

本地域の農業は、北山山地の南側に位置する旧八束町、旧平田市、旧大社町の平坦部を中心

に取り組まれている。

旧八束町では、ぼたん等の花木や薬用人参の生産が行われており、ぼたんの苗木はヨーロッパやアメリカ、台湾等へ輸出が行われている。

旧平田市や旧大社町では地域の特徴を活かした生産が盛んに行われ、旧平田市の柿や旧大社町のぶどうは本県の主要な園芸品目になっている。

ぼたん、薬用人参、ぶどう（神紅）や西条柿など、特産作物の産地の維持・拡大を図るため、マーケットニーズを踏まえた品種導入や加工による高付加価値化により、特色ある産地づくりを行っていく必要がある。

農業従事者数は、平成 22 年から令和 2 年までの 10 年間に約 2 分の 1 に減少した。また、高齢化も進行しており、農業の担い手の減少が見られる。

これらの農業者の減少や高齢化に加え、農業水利施設の老朽化などの現状を踏まえ、地域の実情に応じた生産基盤の整備により、水田農業の生産性・収益性の向上や中核的な担い手への農地集積・集約化の促進、地域農業を支える担い手の確保・育成を図る必要がある。併せて、農山漁村の有する多面的な機能を持続的に保全していくためには、地域への定住を促進するための生活環境の整備や、活力ある快適な農村環境の創出が課題となっている。

鳥獣被害については、旧大社町及び旧平田市の一部である出雲北山地域及び湖北地域において、シカによる造林木への角こすり被害や農林作物への被害が発生している。被害防除対策の実施、捕獲対策の強化等により被害額は減少傾向にあるが、生息域や被害が松江市側へ拡大している。また、イノシシの生息域が半島地域にまで拡大しており、農林作物被害の増加が懸念される。

森林・林業については、本地域の森林面積は 20,082ha で、総土地面積に占める割合（林野率）は 59.1% となっており、県平均（78.2%）を下回っている。民有林人工林面積は、3,919ha で人工林率は 19.5% と県平均（37.6%）より 18 ポイントほど低い（令和 6 年 3 月時点）。半島地域という地形・土壌条件から、以前はマツ類が占める割合が高かったが、近年は減少している。

これまで原木生産コストの低減や就業者確保等に取り組んだ結果、原木生産量は近年増加傾向となっている一方で、近年、資材費の高騰や人手不足、伐採現場の奥地化や立木の大径化といった新たな課題が顕在化しつつある。

水産業については、本地域は海岸線の入り組んだリアス式海岸が続いていることから、その地形を活かした定置漁業や釣り・延縄、ワカメ養殖等が盛んとなっている。定置漁業で漁獲される魚介類は地元を中心に流通し、スーパーや飲食店で提供されている。また、養殖されたワ

カメは山陰地方特産の板ワカメに加工され、県を代表する特産品の一つとなっている。

近年、釣り・延縄など沿岸自営漁業の漁業生産は減少傾向にあり、収益性の向上が課題であるとともに、沿岸自営漁業者については、本地域を含む松江市と出雲市において、平成 15 年から令和 5 年までの 20 年間に 1,121 人から 379 人まで約 3 分の 1 に激減していることから、新規就業者の確保・育成が急務となっている。

イ. 商工業

① 製造業・ソフト産業

製造業は、旧平田市を中心に銑鉄鋳物製造業、機械加工業が地場産業として根付いているが、大半は従業員 30 人未満の小規模事業者である。本地域の製造業では、これらの地場産業の比率が大きいですが、いずれも技術力や販売力の強化を行うことによる新たな展開を目指す必要がある。

銑鉄鋳物製造業は、国際競争が一層激化する中、さらなる生産性向上や河下港の活用による原材料費の抑制、新技術の導入などを通じた高付加価値製品への対応を図っていく必要がある。

また、水産加工品、水産練り製品等の食料品製造業についても、旧平田市、旧鹿島町、旧大社町を中心に地場産業として根付いているが、大半は従業員 20 人未満の小規模事業者である。食品の安全性に対する関心が高まる中、衛生・品質管理の向上が課題となっている。また、OEM商品を中心として厳しい価格競争にもさらされており、付加価値の高い商品開発を行っていく必要がある。

製造業の企業立地を推進するため、江島工業団地、河下港臨海工業団地、出雲市東部工業団地には企業用分譲用地を約 38ha 整備しており、分譲率は 3 団地合わせて約 89% (令和 7 年 3 月末現在) となっている。

一方、ソフト産業においては、地元自治体によるサテライトオフィスの整備や、企業向けワーケーションプログラムの実施などの取組が行われている。

また、境港及び河下港の利活用や企業間の連携を促進するため、アクセス道路の整備に努める必要がある。

② 観光

本地域は、全国的に有名な出雲大社や日御碕、一畑薬師、美保関灯台等を有する県内有数の観光エリアである。

令和 6 年の本地域全体の観光客入り込み延べ数は、1,130 万人で、県全体の 38% を占めてい

る。平成 26 年と比較すると、この 10 年間で観光客入り込み延べ数は、約 87 万人、7%減少している。これは、平成 26 年は前年の出雲大社の「平成の大遷宮」の影響が大きく、その後、徐々に落ち着いてきていることが原因と考えられる。観光客の半数以上が出雲大社の入込客であり、観光客数の維持のためには、訪日外国人観光客、体験・滞在型の観光素材の開発や MICE・教育旅行など新たな観光需要に対応した取組が求められる。

地域別の観光客入り込み延べ数は、旧大社町が 839 万人と最も多く、本地域の 74%を占め、ついで旧美保関町が 131 万人で続いている。

観光を取り巻く環境は、物価高騰による旅行控え、人手不足、山陰道の延伸による周遊観光の広域化、旅行形態の個人化・小グループ化、旅行目的の多様化、訪日外国人観光客の増加、日本人旅行客の減少が見込まれるなど大きく変化しており、本地域においても、こうした変化に対応するための取組が必要である。

本地域は、出雲神話や社寺に代表される歴史、宍道湖・中海をはじめとした自然、街並み、文化、食等の豊かで多様な地域資源を有しており、これらの地域資源をより有効に活かした、一人当たりの消費額増加に向けた質の高い観光地域づくりが必要である。

また、釣りや海水浴等の特定目的型観光を除き、観光客の行動が広域化している現状を踏まえ、半島地域にとどまらず、宍道湖・中海圏域の地域が一体となり、地域資源を活かした広域的な観光商品づくりや 2 次交通の整備、イメージ戦略、PR 等を進めていく必要がある。

註 (MICE: Meeting (会議・研修・セミナー)、Incentive tour (報奨・招待旅行)、Convention または Conference (大会・学会・国際会議)、Exhibition (展示会) の頭文字をとった造語で、ビジネストラベルの一形態)

(3) 生活環境

出雲市の平田地区と大社地区などの人口が密集した平野部では公共下水道が整備され、宍道湖流域下水道に接続している。

山間部や沿岸部などにおいては単一集落や複数集落を対象とした污水处理施設が、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業により整備が進められ、供用されている。

下水道整備の区域外においては、合併処理浄化槽による污水处理が行われている。

また、旧平田市と旧大社町の市街地においては良好な市街地の形成を図るため、街路整備や土地区画整理が実施されている。

住宅については、地域によっては公営住宅をはじめ公的賃貸住宅が少なく、Uターン・Iターン希望者や地元に住まいしようとする若者層に対する賃貸住宅の供給が不十分な場合がある。

生活用水については、渇水時の取水量確保が困難な水源など、安定的に取水が困難な小規模で非効率な水源が多数存在することから、安定給水確保の観点や将来の維持管理費の抑制の観点から、安定的に取水が可能な水源への転換や、小規模水道施設の統廃合を進めていく必要がある。

医療体制については、松江市の半島地域には、病院1カ所、診療所（施設内診療所を除く。以下同じ。）6カ所、出雲市の半島地域には、病院1カ所、診療所24カ所があり、現時点で無医地区は存在しないが、医師の高齢化・後継者不足により閉院する診療所も出てきている。

また、地域によっては、旧松江市や旧出雲市に所在する高度急性期の医療機関への迅速なアクセスが困難である。

（４）防災・減災

本地域は、沿岸部においては急傾斜の山地が落ち込み、狭小な平坦地に集落が多数形成されている。地形や地質条件から、斜面崩壊や地すべりによる住宅への被害や交通の遮断等の危険箇所が多く存在しており、これらへの対策を講ずる必要がある。

また、河川に沿った低平地を有する出雲市の旧平田市区域等に人口が集中しているが、この地区は地盤が低く、各河川とも勾配が緩やかであり、宍道湖水位の影響を受けやすいことから、浸水被害が頻繁に発生している。

陸路が限定される半島部では、災害により多くの道路が寸断されると、救助や物資の提供等が困難となる脆弱性を抱えているため、発災時において、孤立地区等の被害状況を早期に把握し、円滑な救助・救援活動につなげることが困難な状況にある。

また、孤立地区が発生した場合は、避難所等に物資の供給が十分にできなくなるため、食料・飲料水や電気など、避難生活に必要な物資等の不足が懸念される。

3 振興の基本的方向

(1) 基本的方向

本県では、施策運営の総合的・基本的な指針となる「島根創生計画」（第1期：令和2年度～令和6年度、第2期：令和7年度～令和11年度）において、目指す将来像に「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を掲げ、若者が増え、次代を担う子どもたちが増えることで活気にあふれ、県民一人ひとりが愛着と誇りをもって幸せに暮らし続けられる島根の実現を目指すこととし、人口減少対策、地方創生などの島根創生の取組を進めている。

島根半島地域は、人口の減少、少子・高齢化の進展など多くの課題を抱え、加えて、平成17年の市町村合併により、中心部へのさらなる人口流出や地域活力の衰退が懸念されている。

このような中、自然、歴史・文化といった地域の資源を再度見直し、住民自らが豊かさを実感し、都市住民と地域が持つ価値を共有できる地域となることが必要となっている。

一方、令和6年能登半島地震では、地震の揺れや津波によるインフラ等の大規模な損壊に加え、代替ルートของ少なさ、これによるライフラインの寸断・途絶などにより甚大な被害が発生した。また、島根地域においても、令和6年7月の大雨による道路陥没により日御碕地区が一時孤立するなど、半島特有の防災面の課題が改めて浮き彫りになるとともに、対策の重要性が再認識されたところである。

以上を踏まえるとともに、半島振興法第2条の2に規定された「半島振興基本方針」に基づき、自立的発展の促進、地域住民の生活の向上、定住の促進及び半島防災などを基本的方向として、島根地域の半島振興を図っていく。

(2) 重点施策

振興の基本的方向を実現していくため、概ね令和7年度から令和16年度までを計画期間として次の施策を重点的に推進する。

ア. 交通ネットワークの整備

島根半島において道路は、代替機能がなく生活に欠かせない人々の日常生活を支える重要なインフラであり、県の骨格機能を有する骨格幹線道路については優先的な整備を行う。

また、各地域と生活圏中心都市をつなぐ主要な道路や、それらと一体となって各地域間をつなぐ道路などを幹線道路・生活関連道路（優先整備区間）に位置づけ、地域の実情や課題に応じ、効率的・計画的に整備する。老朽化の進む道路施設については、定期的な点検と異常箇所

の早期修繕により、長寿命化を図る。

港湾施設については、地域の産業や生活を支えるため、防波堤、岸壁等の計画的な整備を進める。

イ. 半島固有の資源を活かした産業の振興と地域間交流の促進

農業については、「売れるものをつくる」というマーケットインの発想を基本に、地域の特色を活かした産地づくりを推進し、地域が主体的に取り組む産地に対し、生産販売対策や担い手確保育成対策など持続可能な産地づくりに向けて支援を行う。

林業については、原木生産の生産性向上、森林整備の省力化や、高値で取引される製材用原木の需要拡大を推進し、森林経営の収益力向上を図るとともに、林業就業者の確保・育成に向けた取組を推進する。

また、水産業については、地域の実態に即した漁業所得向上対策の推進、漁業就業者の確保・育成、生産・流通の拠点となる水産基盤の整備を図る。

海を活かした総合的な経済・産業の振興を図るため、漁業資源の維持増大に努めるとともに、農林水産物等の地域ブランドを育成し、観光資源としても活用を図る。

また、観光・交流人口の拡大を図るため、出雲神話や社寺に代表される歴史、宍道湖・中海等の自然、街並み、文化、食等の豊かな地域資源をより有効に活かすための仕組みづくり、受け入れ体制の整備等を地域を主体に進めるとともに、宍道湖・中海圏域の地域が一体となった広域的な観光商品づくりや2次交通の整備、イメージ戦略、PR等を進める。

さらに、都市住民の田舎暮らしへの関心の高まりを受けて、しまね関係人口マッチング・交流サイト「しまっち！」や住民主体で取り組む農山漁村民泊や自然体験等の「田舎ツーリズム」による地域間交流を推進し、既存の観光施設との連携による総合的な交流産業の振興を図る。

ウ. 定住の促進と生活環境の整備

快適な住宅を提供するため、高齢者や子育て世帯の暮らしにも配慮した公的賃貸住宅の整備を進める。また、関係市と連携して定住促進のための住宅の供給等を行う。

公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併浄化槽の水処理施設の整備・更新を関係市と連携しながら計画的・効率的に進めるほか、広域化・共同化の推進や、施設の長寿命化対策、維持管理の効率化などの取組を進める。

バスや鉄道等は、沿線住民の通勤、通学、通院や買い物などの日常生活や観光客等にとって欠くことのできない交通手段として、沿線の自治体、交通事業者等が連携し、その確保維持に努める。

半島地域の特性を最大限に活かした地域振興施策を展開させ、地域資源を活用した雇用創出を図るほか、交通・医療・買い物など生活環境の整備を進め、地域への定住促進を図る。

エ. 半島防災の推進

災害時は、孤立地区等が発生することを想定し、陸路・空路・海路により人員や資機材を投入し、迅速に救助を進めることができるよう、ヘリコプターの場外離着陸場の適地や船舶等が接岸できる港湾・漁港の調査を行うなど、平時から迅速な救助に必要な環境の整備を図る。

また、防災ヘリやドローン、悪路走行が可能な軽車両などを活用し、孤立地区の発生等を確認するなど、被災状況の早期把握に努める。

孤立地区の住民や傷病者等の救助を円滑に行うことができるよう、平時から自衛隊等の災害応急対策に従事する実動組織の活動拠点となる場所を選定しておくなど、受援体制の整備に努める。

孤立地区の避難所等へ生活に必要な物資の供給が十分にできなくなることを想定し、食料や飲料水、資機材の備蓄の充実を図るなど、関係市とともに避難所の生活環境の改善を図る。

第2 振興計画

1 交通・通信の確保

島根半島においては、道路は通勤、通学、通院、買い物など人々の日常生活を支える重要なインフラであることから、道路の整備や維持管理の進め方を示した「島根の『つなぐ道プラン2020』」に基づき、整備や維持管理を進める。骨格幹線道路であり緊急輸送道路でもある一般国道431号、それらと一体となって各地域間をつなぐ道路を中心に計画的な整備、道路防災対策を実施する。

港湾については、海上の物流・人流の基地として整備を推進する。

さらに、バス、鉄道等の地域公共交通については、高齢者や生徒等の日常生活に必要な地域生活交通として、また、観光客等の移動手段として利便性の向上を図るとともに、必要な車輛等の設備整備を支援し、利用促進に努め運行維持を図る。

情報通信施設の整備については、F T T HやC A T Vによる超高速ブロードバンドが提供されたが、今後、5 Gなど超高速の移動通信システムのサービスエリアが拡大されるよう努めていく。

(1) 半島道路網の整備

ア. 国道の整備

島根半島を東西に横断する道路として出雲市から松江市美保関町までの延長約70kmの高規格道路として「境港出雲道路」の整備を計画しており、その一部として「松江北道路」の整備を推進する。

また、現在本地域の唯一の骨格幹線道路であり、第一次緊急輸送道路に指定されている一般国道431号については、松江北道路の整備により東西の連携を強化するほか、幅員が狭く急カーブが連続する区間の改良など重点的な整備を行う。

イ. 県道等の整備

一般国道431号と一体となって本地域の幹線道路を形成し、日本海沿岸部から中心都市への通勤・通学の確保、産業等各種地域開発への支援、広域観光ルートの形成を図るため、半島地域をそれぞれ循環する主要地方道松江鹿島美保関線について整備を進める。

また、一般県道斐川一畑大社線などその他の県道及び市道についても、産業の支援や地域住民の生活確保上必要な区間の整備に努める。

(2) 港湾の整備

ア. 重要港湾

境港の江島地区（旧八束町）、森山地区及び福浦地区（旧美保関町）等において、既存施設の長寿命化を図るため、計画的な施設点検や維持補修を行う。

イ. 地方港湾

河下港については、出雲河下港振興ビジョンに基づき、大型の船舶が接岸できる耐震強化岸壁・泊地の整備を進める。

また、河下港、七類港（旧美保関町）について、既存施設の長寿命化を図るため、計画的な施設点検や維持補修を行う。

(3) 地域交通の確保

松江市と出雲市を結ぶ一畑電車や、半島地域外の市街地や地域内を連絡するバス路線は、沿線住民の通勤、通学、通院や買い物などの日常生活や、観光客等の移動手段として欠くことのできない交通手段となっている。

半島地域にとって望ましい交通体系の姿を明らかにするため、両市の地域公共交通計画等の見直しを支援するとともに、路線バスからコミュニティバスやデマンド型の乗合タクシーへの転換など、既存交通の見直しを支援し、地域の実情に応じた交通体系への転換を図る。

また、持続可能な地域生活交通の維持・確保に向けて、A I デマンド型交通や自動運転などの活用について研究を進める。

このほか、喫緊の課題となっているバス運転手の確保に向けて、交通事業者の積極的な取組を前提として、業界（事業者）や国、両市と連携し、給与水準や勤務条件など労働環境の改善や、交通業界の魅力発信などの採用活動、採用後の人材育成など、運転手確保に向けた取組を進める。

(4) デジタル化の推進

本地域の幹線において、光ファイバーケーブルによる超高速情報通信環境の整備は進んだものの、5 Gや携帯電話のエリア整備は、採算が取れない地域においては民間通信事業者による整備が進まず、地域間の格差の解消や防災という観点からも課題となっていることから、国や通信事業者に対する要望等を行い、通信環境の充実を図っていく。

2 産業の振興

半島地域の活性化に向けては、第1次、第2次、第3次産業の振興を進めて活力を高め、所得を引き上げ、魅力ある職場を増やすことが重要である。

そのためには、本地域での魅力のある雇用の場の維持・創出等に向けて、それぞれの産業の特性や、強みを活かしていくことが求められる。

本地域の強みである豊かな自然や歴史文化などの地域資源を活かして、県内産業の競争力を強化しながら、働きやすい環境の整備に努め、人材の確保と育成、定着を図る。

(1) 農林水産業の振興

農業については、消費者志向の多様化と産地間競争の激化に対応するために、マーケットインの発想を踏まえた付加価値の高い農作物を生産できる産地や新規就農者、集落営農組織、認定農業者等の担い手を育成していく必要があり、これらの生産体制を支えるための施設園芸等生産施設の整備や水田の汎用化など生産基盤の整備をきめ細かに推進する必要がある。

林業については、ICT等の新たな技術の導入による原木生産の生産性向上や森林整備の省力化を進めるとともに、最も高い価格で取引される製材用原木の需要（消費量）を原木生産に見合ったものに拡大し、森林経営の収益力を向上させる。

また、林業就業者の確保・育成を図ることにより、利用期を迎えたスギ・ヒノキ等の主伐を促進し、循環型林業の定着・拡大を推進する。

水産業については、地域を支える沿岸自営漁業者の確保と所得向上のため、漁業研修体制の強化とともに、新漁法の導入や、漁獲物の高付加価値化など、研修から自立、所得向上までを一貫支援する。企業的漁業では、適切な資源管理と効率的な操業を両立する生産体制への転換を図る。また、海水温の上昇など海洋環境の変化に対応した藻場造成などの漁場環境の保全を図るとともに、漁業活動の生産性を向上させ、漁業者の所得向上や新規就業者確保に寄与する漁港・漁場の整備の推進と、漁業生産活動の基地である漁村の環境改善を図る。

ア. 農業の振興

① 消費ニーズを踏まえた生産の推進

ぶどうや柿、花木、薬用人参など特産作物の産地の維持・拡大を図るため、マーケットニーズに対応した品種導入や商品化、加工など生産の仕組みづくりを行っていく。

また、「地産地消」の取組として、美味しまね認証産品（GAP認証品）を中心に、地域の学校給食や小売店への販売を進める。

② 農業生産基盤の整備

地域がマーケットインの視点を持ち、水田園芸の導入・拡大を促進するため、安定した品質や収量を期待できる園芸に適したほ場の整備を進めるとともに、経営規模の拡大や米の生産コストの低減のための農地の大区画化や農業水利施設の管理省力化・長寿命化等に取り組む。また、少ない担い手で農業生産や農地等の管理ができるよう、畦畔除草などの農作業の省力化に対応する基盤整備を推進する。さらに、担い手不在集落の解消や発生抑制に必要なきめ細やかな基盤整備の取組を支援する。

また、農産物の流通の合理化や生産活動の効率化と、安心安全な生活環境を確保するため地すべり対策事業を推進するほか、防災重点農業用ため池対策を推進する。

イ. 林業の振興

① 原木生産の生産性向上及び森林整備の省力化

原木生産の生産性向上については、林道等の林内路網や高性能林業機械等の基盤整備に加え、遠隔操作式伐倒機や航空レーザ計測データを利用した主伐適地の抽出など、ICT等の新たな技術の導入により、原木生産（人工林）における労働生産性の向上を図る。

また、森林整備の省力化については、下刈回数を軽減できる成長の早い苗木の生産・出荷体制の強化や、苗木運搬の省力化が図られるドローンによる苗木運搬等の新たな技術の導入を推進する。

② 製材用原木の需要拡大及び高品質高付加価値木材製品の出荷拡大

製材用原木の需要拡大については、原木増産に見合った製材用原木の円滑な流通・安定供給を図るため、製材工場の新設・中核的な工場の育成、製材工場間での連携強化を進めるとともに、県内の木造建築需要に対して県産木材を安定的に供給できるよう、建築士・工務店と製材工場のグループ化や、民間非住宅建築物の木造化に向けた関係者間の連携を推進する。

また、需要の大きな県外等への県産木材製品の販路拡大を図る。

③ 新規就業者の確保及び就業者の定着強化

新規就業者の確保については、高校生の林業学習や事業体での就業体験等の取組を支援するとともに、農林大学校林業科での技術力の高い人材の育成を推進する。

また、林業事業体が労働条件や就労環境の改善を図ろうとする取組を支援する「島根林業魅力向上プログラム」を推進するとともに、就業者の昇給・昇任などの指標となる「しまね林業

士制度」等の活用や、キャリアに応じた人材育成を進め、就業者の労働意欲喚起と事業体の経営体質強化により、就業者の定着強化を図る。

ウ. 水産業の振興

① 沿岸自営漁業者の確保と所得向上

就業希望者への積極的なアプローチとともに、就業形態に応じた多様な研修の実施、充実した指導体制の構築、着業後の初期投資支援や給付金の交付等、研修から自立、所得向上までの一貫支援により、新規就業者の確保・育成を図る。

また、効率的な漁獲が可能な新規漁法や、海洋環境の変化に対応した漁法・養殖等を組み合わせた収益性の高い操業モデルの策定・実践を推進するとともに、漁獲物の付加価値向上のため高鮮度処理やDHA・タウリンなどの食品機能性のアピールなどにより所得の向上を図る。

② 企業的漁業の維持・発展

定置漁業等の企業的漁業において、漁業生産及び経営の安定化に向け、適切な資源管理と効率的な操業を両立させ、高性能漁船の導入や漁獲物の付加価値向上などにより、収益性の高い経営体制への転換を図る。

③ 水産基盤の整備

近年の海洋環境の変化に対応した漁場環境の保全を図るため、魚介類の良好な生息環境に必要な魚礁、増殖礁、藻場礁の一体的な整備とともに、藻場回復対策として漁業者が取り組む母藻投入や食害生物の駆除、マダイ、ヒラメ、ナマコ等の種苗放流を支援し、水産資源の維持・増大を推進する。

また、漁業の生産性向上に向け漁港・漁場の整備や漁港施設の長寿命化対策を推進するとともに、漁港の機能統合や再編に取り組む。

(2) 商工業の振興

地域資源を活かした産業振興では、食品製造事業者の経営基盤強化や販路拡大のため、経営課題に合わせた段階的な支援を充実させる。地域の特性や資源活用、地域課題解決を目指す起業や、経営革新、生産性向上、新分野進出の支援をしていく。また、人手不足対策として、省力化の取組を促進する。

伝統工芸品においては、情報発信や職人の確保・育成、新商品の開発を支援し、雇用資金の

貸付制度も活用を図っていく。

地域資源を活かした観光地域づくりでは、滞在型観光の旅行商品や体験メニュー開発を支援し、日本遺産など地域の特色を活かした戦略的情報発信を行う。

事業承継に関しては、市や商工団体ら関係機関と連携した支援体制を強化し、相談対応から承継計画策定・実行まで総合的に支援する。新たな事業展開や後継者確保、第三者承継も推進していく。

企業立地では、半島地域等への立地に対する優遇制度や、県営工業団地への進出支援、関係市と連携した誘致活動を通じてものづくり産業や求職ニーズの高い事務系業種であるソフト産業等の誘致を進めていく。ソフト産業は比較的場所に制約されない働き方が可能であるため、地域で整備が進むサテライトオフィスを活用した企業誘致と人材育成にも積極的に取り組んでいく。

ア. 地域資源を活かした産業の振興

経営環境の変化や市場ニーズを的確に捉え、自社の経営戦略を構築し、人材定着のための職場環境整備、新分野への進出や海外展開などの新たな挑戦をする企業を支援し、地域の特性を活かしたものづくり産業の発展を目指す。

特に、大手メーカーの生産調整等の動向に左右される域内企業の経営基盤体制の改善に向けた取組を支援することで、域内産業全体の底上げを図っていく。

域内企業がそれぞれの分野で地域の中核となる企業へと成長できるよう、企業間連携や産学官金連携などを通じて、技術力・競争力の強化、成長する産業・市場への進出や新事業の展開に向けた支援を行う。

また、競争力の維持、強化のためにはデジタル技術の導入は不可欠であるため、デジタル技術を活用した生産性の向上や新たなビジネス参入への取組を推進していく。

食品製造業においては、事業者の経営基盤強化や販路拡大に向けて、それぞれに抱える経営課題に合わせた段階的な支援メニューの充実や、商品力の向上に取り組む事業者への支援体制の強化を図る。

地域課題の解決などを図る起業、経営革新計画による生産性向上や新分野進出などを支援するとともに、人手不足対策として、中小企業・小規模企業が実施する省力化の取組の促進を図る。

事業承継支援では、市や商工団体など関係機関と連携した支援体制を強化し、企業訪問等を通じて、相談対応から承継計画の策定、実行まで総合的に支援する。

また、事業承継を契機とした新たな事業展開や、後継者の確保、起業者等による第三者承継などを支援する。

さらに、半島地域における豊かな自然環境や特徴ある資源を活用し、6次化等により商品価値を高め、魅力あるサービスを開発し、小規模であっても継続的に収入を得ることができる「スモール・ビジネス」の取組や、地産地消・地消地産の取組、再生可能エネルギーの活用などを通じて、地域経済の活性化を促進する。

イ. 地域資源を活かした魅力ある観光地域づくり

地域資源を活かした広域観光を推進する。

歴史・文化、豊かな自然、温泉や食、神事、街並みなど、地域の魅力ある観光資源を活用し、地域や民間事業者が主体となって行う観光商品造成やガイド育成等の取組を支援していく。

島根の強みを表した「ご縁も、美肌も、しまねから。」をキャッチフレーズに地域の観光素材を戦略的に発信していく。

歴史・文化については、県立古代出雲歴史博物館を活用し、青銅器や出雲大社、出雲国風土記等をテーマとした観光に関する情報の発信や観光商品化に向けて、旅行会社に対して企画提案等を実施する。

また、ラムサール条約湿地である宍道湖・中海や大山隠岐国立公園（島根半島地区）、宍道湖北山県立自然公園をはじめとする優れた自然景観や貴重な生態系を保全しつつ、自然歩道のウォーキングなど、自然環境を活用したエコツーリズムを推進する。

一方、令和6年の訪日外国人旅行者は過去最高を記録したが、島根県の外国人宿泊者数は全国最下位となっており、今後、重点取組地域へ誘致活動やプロモーションを実施し、島根県の認知度を高め、外国人観光客の拡大を図るとともに外国人の利便性向上を図る受入環境の整備などに取り組む。

出雲市大社町のぶどう、松江市八束町のぼたん、花木、薬用人参、旧平田市の柿、山間部のしいたけ、沿岸部のマダイ、ブリ、イワガキなど農林水産業の多様な生産物や生産の場を活用した観光果樹園、漁業資源を活用した観光レクリエーション施設等や各種体験・鑑賞施設、直売所、加工展示施設等の整備を促進し、観光資源の開発に努める。

ウ. 企業立地の推進

本地域の工業振興の拠点となる江島、河下港臨海、出雲市東部の各工業団地に島根県企業立地促進条例に基づく企業立地促進助成金や立地関係資金等の優遇制度を活用しながら、県と関

係市が一体となって、産業の高度化や良質な雇用の場の確保につながる企業の立地を促進する。

また、「情報通信技術の進展」や「場所に制約されない働き方の普及」等の社会変化に応じ、関係市が整備するサテライトオフィス等も活用しながら、ソフト産業の誘致に取り組んでいく。

3 生活環境の整備

人口減少や高齢化が進み、地域を支える人材の不足や、日常生活に必要な機能やサービスの低下が深刻化する中、住み慣れた半島地域で安心して暮らし続けることができるよう、持続可能なコミュニティづくりや、買い物、燃料など生活機能・サービスの維持・確保に取り組む。

また、農山漁村が有する多面的機能に十分配慮して、農林水産業を核とした地域の生活が将来にわたって維持できるよう取り組む。

快適な環境を確保するため、関係市と連携し、下水道等の生活排水処理施設の計画的な整備・維持管理の推進、都市計画事業を推進するほか、高齢者や子育て世帯の暮らしに配慮した住宅の整備支援、公的賃貸住宅の整備支援を行う。

(1) 生活機能・サービスの維持・確保

「島根県中山間地域活性化計画」の方針と整合を図りながら、関係市と連携して、公民館エリアを基本とした住民の合意形成による地域運営の仕組みづくりを推進するとともに、燃料、買い物など生活機能の確保に直結する取組については、行政がより関与しながら、生活機能を維持・確保していく。

ア. 持続可能なコミュニティづくり

地域住民の話し合いにより、生活機能を確保するための計画づくりや実践活動が進められるよう、関係市と連携して地域運営の仕組みづくりを支援する。

公民館等を中心に、幅広い世代の地域住民が主体的に様々な地域課題の解決に向かえるよう、実行力を養う学習活動や実践活動を支援する。

さらに、地域運営組織等の安定した運営を図るため、財源確保に向けた県内各地域の参考事例を情報提供するとともに、半島地域の資源を活用したスモール・ビジネスの取組を支援する。

イ. 日常生活に必要な機能・サービスの提供

関係市と連携・協力し、買い物や燃料など生活機能の維持・確保に直結する取組について、行政がより関与しながら、維持・確保していく。

ウ. 地域を支える人材の育成

地域のリーダーやその支援者の養成に向けた研修を行うとともに、地域づくりに関わる幅広い人材による意見交換会等の開催により、潜在的なリーダー候補者の発掘につながる取組を行う。

また、先進的な活動事例の紹介や、助言などにより集落支援員の活動を支援するほか、ノウハウや知見を共有するため、集落支援員相互のつながりを深める学びあいの機会を充実させる。

さらに、特定地域づくり事業協同組合制度を活用して、地域社会の維持と地域経済の活性化に貢献する地域づくり人材の確保を目指す事業協同組合の円滑な運営を支援する。

(2) 多面的機能の維持・保全・発揮

ア. 持続可能な農山漁村の確立

農林水産業をベースとした農山漁村における地域の産業や生活基盤が維持され、多面的機能が十分発揮されるよう、日本型直接支払制度により、地域の共同活動や半島地域における農業生産活動を支援するとともに、地域ごとにビジョンをつくり、地域で必要とされる担い手の確保や集落営農体制の維持・強化に向けた広域的な取組や、生活や営みに近い集落周辺の森林整備、藻場の回復・保全等による漁場環境の整備など、地域の積極的な取組を促す。

イ. 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害対策については、県や関係市が行う水田園芸などの産地づくりや、営農維持・発展の取組を行う地域を重点的に支援することで、農作物被害の低減を図る。

また、狩猟免許所有者を安定的に増加させるとともに、幅広い担い手による捕獲体制づくりを進める。

さらに、捕獲した有害鳥獣については、ジビエ活用も含めた処理体制の整備を進める。

特に近年、生息数や被害が増加しつつあるニホンジカ、ニホンザルなどについて、県が主導的な役割を担いつつ、関係市と連携しながら、捕獲体制の構築や広域的な被害防止対策などを進める。

(3) 下水道等の整備

公共下水道については、未普及となっている地域の整備を引き続き促進するとともに、宍道湖流域下水道の施設整備と適正な維持管理を推進する。また、老朽化した施設の改築、更新を進める。

地理的条件等から公共下水道、農業集落排水等の集合排水処理に適さない地域においては、合併処理浄化槽の普及推進を図る。

さらに、農山漁村においては、混住化に伴う農業用水の水質悪化の防止や海水浴等に利用される海浜への生活汚水の流入防止、生活環境の改善、都市と農村の交流、公共水域の水質保全等を図るため、農業集落排水処理施設や漁業集落排水処理施設の長寿命化対策を推進する。

(4) 広域的な水道整備の推進

水道事業の経営基盤の強化を図り、清浄かつ低廉な水の供給が永続的に可能となるよう、近隣水道事業者との発展的広域化に向けた取組を推進する。

また、災害時の水の安定供給を図るため、老朽化・耐震化対策など地域の諸条件に即した水道整備を促進する。

4 医療の確保

「島根県保健医療計画」に基づき、医師・看護師等の医療従事者確保の取組を進めるとともに、地域の実情に応じた医療連携体制の構築を推進する。

病院の巡回診療や代診等の活動を支援し、身近な地域医療の確保を図るとともに、条件不利地域において訪問診療、訪問看護を行う病院・診療所・訪問看護ステーションを支援し、在宅で安心して療養できる環境を整備する。

半島地域の医療機関が、より高次の医療機関や介護施設等と連携し、限られた医療資源で地域の医療を維持・充実できるよう、ICTによる情報連携を推進する。

また、ドクターヘリの運航や県防災ヘリ等の活用により重篤患者の搬送体制の確保を図る。

5 高齢者の福祉その他の福祉の増進

(1) 高齢者福祉の増進

ア. 介護予防の推進

高齢者施設の新設・改築への補助や、認知症施策などを進めるとともに、関係市が行う、介護予防に資する通いの場の創設や、高齢者の総合相談機能を担う地域包括支援センターの運営、地域におけるサービス提供体制の維持・再編の検討等について支援を行うことで、地域に必要な介護サービスの確保を図る。

また、適正なサービス実施のための事業者への指導を行うほか、介護現場における負担軽減、業務効率化等に有効な介護ロボットやICTの導入を支援することにより、介護サービスの質の向上を図る。

イ. 地域包括ケアシステムの推進

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、関係市が行う地域包括ケアシステム構築のための取組について、保健所に配置したスタッフを通じ、広域の見地からの助言や調整、好事例の展開など伴走支援を行う。

(2) 障がい福祉の増進

障がいのある人が住みたい地域で、安心して、自立した生活を営むことができるよう障害福祉サービス基盤や提供体制の整備を図るとともに、継続して働くことができるよう就労支援を強化する。

また、福祉人材の養成機関や関係団体等と連携し、サービスの質の向上や、サービスの提供に必要な人材の確保に取り組む。

さらに、関係市が地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業を支援し、障がいのある人の地域生活への移行や社会参加の促進を図る。

(3) 児童福祉等の増進

地域で安心して、子どもを産み育てることができ、また、子どもたちが心身ともに健やかでたくましく育つ環境づくりのため、教育・保育や多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実、子どもと家庭の相談体制の強化、青少年の健全育成等を推進する。また、結婚を望む

方の希望をかなえるため、結婚を支援する取組を強化する。

また、地域福祉の推進については、地域において人々が相互に助け合い、支えあう温かなふれあいのある社会をつくるため、福祉ボランティア体制を強化するとともに活動の拡充を図る。

6 教育・文化の振興

子どもたちが、身近な地域に対する愛着や誇りを持ち、確かな学力と豊かな心を育み、夢や希望に向かって挑戦できるよう、学校、家庭、地域や地元企業等が連携・協働しながら、人と人とのつながりやあたたかさがある魅力ある教育を行っていく。また、子どもたちが様々な体験を重ねていくことは、子どもと地域社会とのつながりを深めることとなり、探究的な学びに活かされ、子どもたちが社会の中で自立していくための力につながるよう体験活動の充実を図る。

本地域には出雲大社、佐陀神能などの歴史・文化が継承されるとともに、多くの歴史文化遺産が存在しており、これらは地域に対する愛着と誇りを育む基盤となっている。これらの歴史文化遺産の調査研究を進め、その価値や魅力を引き出し、広く情報発信を行うとともに、貴重な歴史文化遺産の滅失や衰退を防ぎ、地域の文化財に親しみやすい環境づくりを進める。

(1) 教育の振興

身近な「ひと・もの・こと」を本物の教材として学ぶふるさと教育を促進し、地域、県内大学、地元企業等と連携した探究的な学びを推進する。また、多様な学習ニーズに対応するため、遠隔授業の実施等を進める。

宍道湖の優れた自然環境を活かして整備された青少年教育施設である「県立青少年の家」や地域の公民館において、多様な自然体験活動や集団宿泊体験の充実を図り、子どもたちが体験活動を経験する機会を確保し、県民の生涯学習を推進する。

(2) 地域文化等の振興

文化遺産等については、体系的な調査研究を進め、学術的に貴重なものを文化財の指定等により保護を図り、所有者等による計画的な保存修理や伝統文化の継承活動などを支援するとともに、地域の文化財について学校での学習や地域住民による利活用を促進する。

また、「県立古代出雲歴史博物館」を拠点として、島根の歴史・文化を県内外に広く情報発信する。

7 新しい人の流れづくり

これまで県では、Uターン・Iターン希望者等に対して、仕事や住まい、生活等の情報提供から、相談や無料職業紹介、農林水産業などの産業体験や地元との交流、そして実際の受入れと、その後の地域への定着までを、各段階に応じてサポートしてきたことにより、移住・定住の促進につながっている。

この流れが一層大きく強いものとなるよう、県や関係市、ふるさと島根定住財団などの関係機関が連携し、Uターン・Iターン希望者の特性に応じた支援を、きめ細かく行っていくことが必要である。

また、県では関係人口の拡大に向け、半島地域を含む島根への理解を深めてもらうためのセミナーや、島根との関わりを考える連続講座「しまコトアカデミー」の開催、課題解決や活性化に取り組む地域とつなぐ「しまね関係人口マッチング・交流サイトしまっち！」の活用を進めてきた。これらを通じて、都市部の人々の県内の半島地域への理解促進や住民との交流拡大が図られ、半島地域への愛着の醸成と地域貢献につながっており、さらにはUターン・Iターンの契機ともなっている。

こうした関係人口を拡大し、新たな地域づくりの担い手として参画していただくための仕組みづくりや、将来的に関係人口から移住につなげていく視点での取組の充実を図る。

(1) Uターン・Iターンの促進

県内出身者の方に、半島地域への関心やつながりを維持し、Uターンを考えるきっかけとしてもらえるよう、半島地域の情報に接する機会や地域・企業とふれあう機会を創出する。Uターンを希望する方には、個々の希望に応じた、丁寧できめ細かな相談対応などを充実させ、特に山陽・関西圏・首都圏において、県内出身の学生や若者のUターン促進の取組を強化する。

県外出身者の方に、地方移住への関心を高め、島根を移住先として選択してもらえるよう、島根の暮らしやすさに関する都市部での情報発信を強化するほか、相談対応や半島地域を知っていただくための体験機会の提供、定着支援など、各段階に応じて適切にサポートする体制を整え、特に首都圏・関西圏における取組を強化し、Iターンの促進と移住後の定着を図る。

また、特定地域づくり事業協同組合制度を活用し、大都市から地方へという働き方や人の流れを促進するよう、事業協同組合の円滑な運営や関係市を支援する。

農業とそれ以外の仕事を組み合わせた半農半Xによる島根での「農ある暮らし」や、複数の職業により生計を維持するマルチワーク的な働き方など、地域で複合的な所得を得る実践事例

を情報発信し、半島地域へのUターン・Iターン者の確保につなげる。

さらに、県外からの移住者や、県内に定着・回帰した若者が安心して暮らし続けることができるよう、関係市と連携して、良質で多様な住宅の供給や空き家情報の提供等を促進する。

（２） 関係人口の拡大

都市部での関係人口の掘り起こし、半島地域への理解促進や意識啓発を行うとともに、「しまっち！」の活用などにより、様々な形で半島地域に貢献していただく機会や活動の場を提供する。

また、地方の暮らしに関心を持つ方には、関係市やふるさと島根定住財団と連携して、島根への移住の検討に向けた支援を行っていく。

農山漁村での体験や農家民泊などにより、来訪者が半島地域での生活への理解を深め、移住への関心度を高める「しまね田舎ツーリズム」を推進するとともに、しまねの「魅力」や島根らしさの情報発信を強化し、島根の暮らしに関心を持つ人や島根を応援する島根ファンの交流の場づくりを支援し、特に首都圏・関西圏での関係人口の拡大に向けた取組を強化する。

8 半島防災の推進

道路については、緊急輸送道路や他地域とを連結する道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、優先順位の高いところから重点的・計画的な道路整備を進める。

また、地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策を実施する。

港湾施設については、救援物資等の集積・備蓄拠点としての機能を強化するため、岸壁等の整備を行う。

治水対策については、洪水等の被害を防止し、治水安全度を高めるため、堤防の安全性向上や内水排除の対策工事を含めた河川改修などの治水対策を着実に進める。

海岸部においては波浪等による被害を防止するため、海岸環境に配慮しながら波浪等に対応できる護岸等の海岸保全施設の整備を実施する。

土砂災害による人的被害を防ぐため、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策、治山について、避難所、要配慮者利用施設など緊急度、必要性の高い箇所の整備を重点的に推進する。

出水時に迅速な住民の避難を促すため、水防情報や土砂災害警戒情報等の提供を行う。また、

大雨や津波等による浸水被害想定や土砂災害危険区域等の住民周知を図るため、関係市が実施するハザードマップ作成等を支援する。

下水道など汚水処理施設については、施設の耐震化を進める。

各事業により整備された施設の機能を維持するため長寿命化対策や老朽化したものの改築・更新を行う。

孤立地区等へ陸路・空路・海路により、人員や資機材を投入するため、ヘリコプターの場外離着陸場の適地や、船舶等が接岸できる港湾・漁港の調査を行うなど、救助に必要な環境の整備を進める。

また、防災ヘリやドローン、悪路走行が可能な軽車両等を活用し、孤立地区等の被災状況の早期把握に努める。

平時から食料・飲料水や発電機などの資機材を備蓄するほか、液体ミルクや母乳パッド、防犯ブザー等、女性や子どもに配慮した備蓄品の充実を図るなど、避難所における生活環境の改善に努める。

発災時において、迅速・的確な初動対応ができるよう、防災関係機関・団体等との防災訓練や図上訓練の実施により、実践的な災害対応力の強化を図る。

(1) 半島地域の保全

本県では「落石に係る道路防災計画」(H28 策定、R 2 改訂)に基づき、落石など災害の発生のおそれがある危険箇所を抽出して調査を行い、「要対策箇所」とされた箇所の落石対策を、緊急輸送道路を優先して実施している。

能登半島地震において法面崩壊、倒木、落石に起因する道路交通途絶により、多数の孤立集落が発生したことから、島根半島においては緊急輸送道路以外の幹線道路も含め令和 11 年度までに対策を実施する。

また、当該落石要対策箇所についての点検を毎年度実施し、その結果、「要対策」と判断された箇所の修繕を集中的に実施するほか、道路沿いの倒木の恐れのある危険なものを事前伐採する。

漁港の耐震補強・修繕等については、島根半島の拠点漁港である恵曇漁港において、主要な岸壁の耐震補強を行う。

また、美保関漁港ほか県管理漁港において、漁港機能の維持を図るため漁港施設の修繕等を行う。

（２）実動組織受け入れ等のための環境整備

孤立地区の住民や傷病者の救助を円滑に行うため、平時から自衛隊等の災害応急対策に従事する実動組織の活動拠点となる適地を調査し、候補地を選定するとともに、必要な整備を図る。

また、空路による受援環境を整備するため、ヘリコプターの場外離着陸場の適地について必要な環境の整備を進める。

（３）地域防災力の強化

消防防災体制をさらに高めるため、常備消防の装備・技能の向上、消防団の活性化、消防団を中核とした地域防災力の充実強化等に取り組むとともに、島根県総合防災情報システム、衛星通信を利用した情報通信ネットワークなどの活用を進める。

防災に関する講演会・学習会や出前講座の開催などを通じて、住民の防災意識の向上を図る。

自主防災組織リーダー研修や防災士養成講座などにより、地域において自主防災活動を担う人材の育成・確保を進める。

災害時の適切な避難行動につなげるため、住民に対し、避難情報や水防・土砂災害危険度情報の速やかな提供やマイタイムラインの普及・啓発に努める。

避難行動要支援者の個別避難計画の作成が円滑に進むよう、福祉部局等と連携し講演会や研修会等を開催するなど、関係市の計画作成を支援する。

（４）感染症発生時の生活に必要な物資の確保等

新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者や住民に対し、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。

被災者等の生命維持に最低限必要な食料、飲料水、生活必需品、救助用資機材等の計画的な備蓄に努めるほか、民間事業者等との災害時応援協定に基づき、必要な物品や資機材の確保を図る。

県民生活に甚大な影響を与える感染症が発生した際の事業活動の継続について、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生を想定した業務継続計画の策定を促すとともに、業務継続に関する情報提供等に努める。

９ 再生可能エネルギーの活用推進

県民、事業者、県、市町村等が一体となって、再生可能エネルギーの導入についての理解を深め、推進することを目的に、平成 27 年に議員提案によって「島根県再生可能エネルギーの

導入の推進に関する条例」が制定され、再生可能エネルギーの普及啓発に取り組んできた。

現在は、「島根県環境総合計画」の一部をこの条例に基づく「再生可能エネルギーの導入の推進に関する基本的な計画」と位置づけ、長期的な目標である「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けて再生可能エネルギーの導入を促進している。

本地域においては、風況や森林資源に比較的恵まれていることから、再生可能エネルギーの導入適地である一方で、大規模な発電設備の建設にあたっては、半島地域の豊かな自然や美しい景観、生物多様性など、周辺環境に及ぼす影響も懸念されることから、地域住民の意向が尊重され、地域振興にもつながるよう、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入を促進していく。

10 自然環境の保全及び再生

県においては、「豊かな環境の保全と活用により、笑顔で暮らせる島根を目指す」を基本理念に、「島根県環境総合計画」を策定（令和3年3月）し、人と自然との共生の確保、安全で安心できる生活環境の保全、地球温暖化対策の推進、循環型社会の形成、環境と調和した地域づくりの5つの施策体系により、総合的かつ計画的に取組を推進している。

半島を形成する本地域は、リアス式海岸や出雲北山山地、平成29年に日本ジオパークに認定された島根半島・宍道湖中海ジオパーク等の優れた自然を有している。地域内には、大山隠岐国立公園（海域公園地区を含む）や宍道湖北山県立自然公園が指定されている。

自然公園の保全のため、工作物等の設置に当たっては、自然景観を損なわないよう、構造物の形状や色彩等が周辺景観と調和するように配慮する。

「環境影響評価法」及び「島根県環境影響評価条例」に定める大規模事業（道路、発電所等）の実施については、環境影響評価により環境保全との調和を図る。

また、専門的知識を有する者をはじめとした地域の多様な主体が参加して、自然環境の維持管理等を行うことや、関心を高めていくことで、自然環境の保全及び再生に努めるとともに、エコツアー等の自然環境に配慮した自然公園の適切な利用を推進する。

さらに、平成17年に特に水鳥の生息地として国際的に重要なラムサール条約湿地に登録された宍道湖・中海では、その保全と賢明な利用を推進していく。

宍道湖及び中海流域では、事業場排水の上乗せ規制を条例により実施するとともに、湖沼水質保全計画を策定し、各汚濁負荷量の削減など水質保全対策を総合的かつ計画的に推進する。

海岸の良好な景観、多様な生態系の確保、生活衛生の向上等総合的に海岸の保全を図るため、海岸漂着ごみ、漂流・海底ごみの回収・処理や発生抑制対策を推進する。